被災事業者事業継続支援事業費補助金

申請期間

令和7年11月5日(水)から令和8年2月27日(金)まで

令和7年8月20日からの大雨及び9月2日からの大雨により被害を受けた小規模事業者が行う、災害復旧に要する経費の一部を助成します。

補助率等

- 補助率 2/3以内
- 補助上限額50万円(下限10万円)

補助対象経費

- 被害を受けた施設の修繕
- 被害を受けた設備の修繕(修繕困難な場合のみ購入(入替)も可)
 - ※ 購入(入替)の場合は、被害を受ける前と同程度の機能を有するものに限ります
 - ※補助対象経費に該当するか、必ず要綱等でご確認ください。
 - ※大雨により被害を受けた証明として市町村が発行する書類が必要です。(施設の修繕は「罹災証明書」等、設備の修繕・購入は「被害証明書」等)

補助対象者

令和7年8月20日からの大雨及び9月2日からの 大雨により被害を受けた県内の小規模事業者

- ※小規模事業者とは、中小企業基本法等に規定する 小規模企業者等を指します
- ※農業、林業、漁業、風俗営業事業者など、
 - 一部対象外の業種があります。
- ※補助対象者に該当するか、必ず要綱等でご確認ください。

〈小規模事業者の定義〉

業種	常時雇用する 従業員数
商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業除く)	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業・その他	

[補助金申請の条件]

- ・BCP(事業継続計画。国が認定する事業継続強化計画を含む)を策定済みまたは策定予定であること
- ・事業完了後5年間、毎年実施する追跡調査に協力すること

詳細は、ウェブサイト(美の国あきたネット)からご確認ください。▶ https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/91991



事務手続の流れ

П
П
\vdash
==
==
==
пн
-: -:
-
—
4
- /
/01
1 D I

被害を受けた施設・ 設備の復旧

申請前に対象施設・設備を復旧し、支払い等も完了する必要 があります。※補助対象経費を必ず確認してください。

① 提出書類の準備

提出に必要な書類はウェブサイト等の「要綱・手引き等」を ご確認ください。

② 補助金交付申請書等 の提出

お近くの各商工会議所・商工会窓口に提出してください。 [令和8年2月27日まで]

県(商 工会議所 商 会)側

③ 審査

内容を審査し、修正・再提出をお願いする場合があります。

④ 交付決定

適当と認めた場合は、交付決定通知書により通知します。

⑤ 補助金交付

補助金の振込時期は、書類の提出から1か月程度を予定して おります。なお、申請多数の場合など、振込が遅れる場合が あります。

問い合わせ先・提出先

お近くの各商工会議所・商工会にお問い合わせ・ご提出ください。

商工会議所

大館商工会議所0186-43-3111 秋田商工会議所018-866-6677 横手商工会議所0182-32-1170 能代商工会議所0185-52-6341 大曲商工会議所0187-62-1262 湯沢商工会議所0183-73-6111

商工会

かづの商工会0186-22-0050 北秋田市商工会0186-62-1850 大館北秋商工会0186-55-0406 上小阿仁村商工会0186-77-3109 潟上市商工会018-877-3456 二ツ井町商工会0185-73-2953 三種町商工会0185-83-3010 藤里町商工会0185-79-1529

白神八峰商工会0185-77-3161 男鹿市商工会0185-24-4141 湖東3町商工会018-852-3460 河辺雄和商工会018-882-3523 由利本荘市商工会0184-23-8686 羽後町商工会0183-62-1157 にかほ市商工会0184-38-3350

仙北市商工会0187-54-2304 大仙市商工会0187-75-1041 美郷町商工会0187-84-0560 よこて市商工会0182-42-0406 ゆざわ小町商工会0183-42-2163 東成瀬村商工会0182-47-2151